第 19 回環境影響評価審査会 事 務 局 資 料 令 和 3 年 3 月 30 日

(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書に係る手続について

項目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業
	条例第2条第3号に掲げる第2分類事業
	別表 5 自然科学研究所の建設
図書の提出	[条例第8条第2項]
	提出:令和3年3月5日
図書の公告	[条例第9条第1項]
	公告:令和3年3月25日
図書の縦覧等	[条例第9条第1項]
	縦覧期間:令和3年3月25日~4月8日(15日間)
	縦覧場所:環境創造局環境影響評価課、
	神奈川区役所区政推進課
	公表等:横浜市立中央図書館及び神奈川図書館において閲覧
	環境影響評価課ウェブページにおいて公表
	ツイッターで縦覧について告知
環境情報提供書の	[条例第10条第1項]
提出	提出期間:令和3年3月25日~4月8日
	配慮書について環境の保全に関する情報(以下「環境情報」という。)
	を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面(以
	下「環境情報提供書」という。)を提出することができる。
	(環境情報提供書は、持参、郵送又は電子申請により受付)
配慮市長意見書の	[条例第11条第1項]
作成	環境情報に配意して、配慮市長意見書を作成し、計画段階事業者に送付す
	る。
審査会への	[条例第11条第2項]
意見聴取	配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く。
	意見聴取依頼:令和3年3月30日
配慮市長意見書の	[条例第11条第3項]
公告・縦覧	配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間一般の縦覧に供する。